

ファンドの特色

現在、購入の申込受付は行っておりません。

1. 世界各国(日本を含む)の企業等が発行する債券に投資を行います。

- ▶ 主として別に定める各投資サイクル^{*1}の終了前に満期償還や早期償還が見込まれる世界各国(日本を含む)の企業等が発行する債券に投資します。

^{*1} 原則として5計算期間を1投資サイクルとします。別に定める各投資サイクルは「追加的記載事項」をご覧ください。(以下、本書において同じ。)

- ▶ 投資を行う債券については取得時において投資適格(BBB-以上)とし、原則として、ファンド全体の平均格付けを投資適格とすることを目指します。

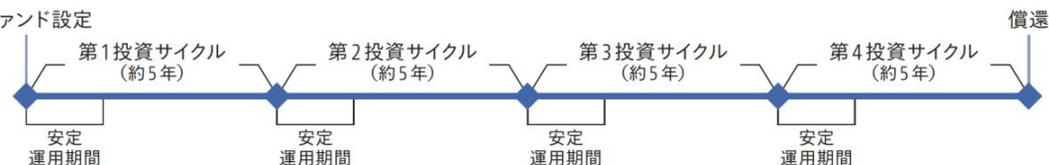
債券の格付けと利回り・信用リスクの関係



出所：S&Pグローバル・レーティングのデータをもとにHSBCアセットマネジメント株式会社が作成

- ▶ 主に米ドル建ての債券に投資し、原則として各債券の満期日まで保有します。
 - ▶ 保有債券が各投資サイクル中に満期償還や早期償還により償還される場合には、各投資サイクル終了前後に満期償還が見込まれる別の債券への投資を行うこともあります。
 - ▶ 運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(米国)インクに、運用の指図に関する権限を委託します。
※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。
 - ▶ HSBCアセットマネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。
 - ▶ 主として別に定める各安定運用期間^{*2}は、預金を含む短期金融資産等を投資対象とする安定運用を行います。
- ^{*2} 原則として各投資サイクル開始後約1ヶ月程度を1安定運用期間とします。別に定める各安定運用期間は「追加的記載事項」をご覧ください。(以下、本書において同じ。)

当ファンド設定



(注)上記はイメージ図です。

(注)市況動向等によってはポートフォリオ構築の完了までに一定期間を要する場合があります。

2. 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を目指します。

- ▶ 為替ヘッジを行った場合でも、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

3. 原則として約5年を1つの投資サイクルとする限定追加型の投資信託です。

- ▶ ファンドの信託期間は約20年です。
- ▶ ファンドのご購入のお申込みを各安定運用期間に限定して受付ける限定追加型の投資信託です。

ファンドのリスク

現在、購入の申込受付は行っておりません。

投資信託は**元本保証のない金融商品**です。また、投資信託は**預貯金とは異なることにご注意ください**。当ファンドは、主に**値動きのある有価証券**を投資対象としますので、**組入有価証券の価格変動**あるいは**外国為替の相場変動**次第では、**当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込む**ことがあります。当ファンドの**運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属**します。

基準価額の変動要因

〈主な変動要因〉

金利変動リスク	債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が上昇すると債券価格は下落します。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。
信用リスク	債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト(債務不履行)により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。
為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合には、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。また、設定・解約に伴う資金動向、ヘッジタイミングおよび市況動向等により一時的にフルヘッジとならない場合があります。基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

[当ファンドに関する留意事項]

① 安定運用期間(購入申込期間)

- 預金を含む短期金融資産等での運用を行います。
- 各投資サイクル開始時(ただし、第1投資サイクルについては、ポートフォリオ構築完了までの間)に、当該投資サイクルの期待収益率[※]が0%を下回ることが見込まれると委託会社が判断する場合には、繰上償還します。
- ファンドの残存口数が50億口を下回った場合、その他やむを得ない理由がある場合にはファンドは繰上償還する場合があります。その際は、時価での償還となり、投資元本を割り込むことがあります。
- 万が一繰上償還する際は、短期金融資産等の時価での償還となり、投資元本を割り込むことがあります。
- なお、各安定運用期間および各安定運用期間最終日の翌営業日においては信託報酬はかかりません。また、各安定運用期間において受付けた換金申込については信託財産留保額はかかりません。

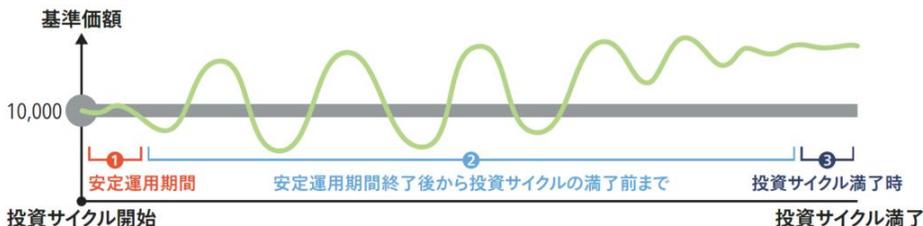
※期待収益率は、各投資サイクルの事前に作成される債券モデルポートフォリオの利回り(米ドル建て、年率)から、対円での想定為替ヘッジコスト、および信託報酬率等想定費用を除いた、費用控除後の想定利回りを言います。

② 安定運用期間終了後から投資サイクルの満了前まで

- 社債市場における信用リスクの高まりや市場金利の上昇等により債券および短期金融資産等の価格が変動し、基準価額は下落する場合があります。
- 安定運用期間以外の解約は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を引いた価額での解約となるため、市場環境によっては投資元本を割り込む場合があります。
- ファンドの残存口数が50億口を下回った場合、その他やむを得ない理由がある場合にはファンドは繰上償還する場合があります。その際は、時価での償還となり、投資元本を割り込むことがあります。

③ 投資サイクル満了時

- 安定運用期間終了後から当該投資サイクル満了までの間に組入債券にデフォルト(発行体の破綻等)が生じた場合、当該債券の利払いの停止や額面未済での償還となる可能性があるため、投資元本を割り込む場合、またはポートフォリオ構築時に見込まれる収益が達成できない場合があります。



※上記はイメージであり、実際の運用成果を示唆するものではありません。

ファンドの費用等

現在、購入の申込受付は行っておりません。

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入時にご負担いただきます。 購入金額に、 2.20% (税抜2.00%) を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。	商品内容の説明ならびに購入手続き等にかかる費用
信託財産留保額	換金時にご負担いただきます。 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.30% の率を乗じて得た額とします。 ただし、別に定める各安定運用期間において受付けた換金申込については徴収しません。	換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	年0.693% (税抜年0.63%) ただし、別に定める各安定運用期間および各安定運用期間最終日の翌営業日においては徴収しません。	ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。
(委託会社)	税抜年0.30%	ファンドの運用等の対価(運用委託先への報酬が含まれます。)
(販売会社)	税抜年0.30%	分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
(受託会社)	税抜年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
その他費用・手数料	ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。 ・有価証券売買委託手数料/保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用/信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等 ・振替制度にかかる費用/印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用/監査法人等に支払う監査報酬等 純資産総額に対し上限年0.20%として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。ただし、別に定める各安定運用期間および各安定運用期間最終日の翌営業日においては徴収しません。 ・その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。	

ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

〈税金〉

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は、上記とは異なります。
- ・上記は、2024年1月末現在のものです。
- ・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

現在、購入の申込受付は行っておりません。

<追加的記載事項>

「追加的記載事項」は本書作成時現在のものです。市況動向等により、今後変更になる場合があります。

本書中における「別に定める投資サイクル」とは次のものをいいます。第2投資サイクル以降については、今後変更・追加される場合があります。

第1投資サイクル	2024年1月29日から2029年5月10日まで
第2投資サイクル	2029年5月11日から2034年5月10日まで
第3投資サイクル	2034年5月11日から2039年5月10日まで
第4投資サイクル	2039年5月11日から2044年5月10日まで

本書中における「別に定める安定運用期間」とは次のものをいいます。第2安定運用期間以降については、信託金の状況により今後追加・変更される場合があります。

第1安定運用期間	2024年1月29日から2024年3月4日まで
第2安定運用期間	2029年5月11日から2029年6月8日まで
第3安定運用期間	2034年5月11日から2034年6月9日まで
第4安定運用期間	2039年5月11日から2039年6月10日まで